

(令和2年12月3日変更)

令和2年度事業計画の変更について

「4 法人会計」を繰り下げ「5 法人会計」とし、4に「4 その他会計（新産業廃棄物最終処分場整備事業）」を追加し、内容は次のとおりとする。

4 その他会計（新産業廃棄物最終処分場整備事業）

(1) 新産業廃棄物最終処分場整備事業

新産業廃棄物最終処分場の候補地として選定された日立市諏訪町の住民等を対象とした説明会へ職員を派遣するとともに、エコフロンティアかさまにおいて現地見学会を開催する。

また、茨城県が策定する予定の新産業廃棄物最終処分場基本計画の策定作業を支援するとともに、新産業廃棄物最終処分場に係る環境調査等を行う。

令和 2 年度事業計画について

1 基本方針

当財団は、廃棄物の適正処理を促進するため、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与するため、各種事業を適正かつ効率的に実施する。

「エコフロンティアかさま」は、公共関与による廃棄物処分場として国から廃棄物処理センターの指定を受け、法令よりも厳しい管理基準を設定し、安全性の確保を最重点に一般廃棄物及び産業廃棄物を受入れ、溶融処理と埋立処理を行う。

平成 29 年 6 月に認証を取得した環境省が推奨する「エコアクション 21」の取り組みにより、更なる環境への負荷低減を目指すとともに、経営面でも目標売上額の確保及び売上単価の改善や一層の経費節減に努めることにより、更に長期安定した財政基盤の確立を目指していくこととする。

2 実施事業等会計（公益目的支出計画）

（1）茨城県有害廃棄物等撤去基金への寄付

不法投棄された周辺住民の健康被害等を未然に防止するため茨城県が創設した「茨城県有害廃棄物等撤去基金」に寄付を行い、当財団の目的でもある県土の環境保全に寄与する。

3 その他会計（廃棄物処理事業）

（1）廃棄物処理事業

一般廃棄物及び産業廃棄物処理事業を行い、令和 2 年度は表 1 に示す廃棄物の受入を目指す。

① 一般廃棄物処理事業

ア 笠間市内(笠間地区)から収集された生活系ごみ、許可業者、事業者及び市民の持込ごみを適正に処理する。なお、市民の持込ごみの搬入日については、産業廃棄物の搬入車両と分離するため、引き続き土曜日とする。

イ 最終処分場を持たない市町村・一部事務組合から排出される焼却灰、溶融スラグ及び不燃残さ等を受け入れ、適正に処理する。

ウ 国及び地方公共団体が行う施策に協力するとともに、災害、緊急時における廃棄物を積極的に受け入れ、適正に処理する。

② 産業廃棄物処理事業

ア 溶融処理

事業活動に伴って排出される紙くず、木くず、廃プラスチック

類等の産業廃棄物を安定的に受け入れることにより，事業活動の推進に寄与する。

また，溶融処理施設の特長を生かし，通常の焼却処理が困難である医療系廃棄物，廃石綿等や有害産業廃棄物なども受け入れ，溶融して無害化を図る。溶融処理によって発生するスラグは場内で有効利用するとともに，同時に生成するメタルは金属材料として売却し，廃棄物の有効利用を推進する。加えて，処理に伴う熱エネルギーを利用して高効率の発電を行い，サーマルリサイクルも併せて推進する。

イ 埋立処理

燃え殻，ばいじん，汚泥やがれき類，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずなどを埋立処分する。

また，石綿管やスレート等の非飛散性アスベストについては，国の技術指針に基づき，適正な処理を行う。

③ 放射性物質汚染対処特措法に基づく処理

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に該当する廃棄物の埋め立てに当たっては，事故由来放射性物資により汚染された廃棄物処理に関するガイドラインに示された方法に準拠して実施する。

また，溶融処理・埋立処理いずれにおいても，同ガイドラインの維持管理基準に従って適正な維持管理を行う。

(2) 環境関連支援事業

次の環境対策事業を実施する市町村等に対して助成を行う。

- ・最終処分場周辺施設整備事業
- ・環境調査等事業
- ・環境汚染対策等事業
- ・不法投棄撤去事業
- ・有効利用促進事業
- ・臨時的緊急対策事業
- ・環境学習普及啓発事業

(3) 啓発普及等事業

エコフロンティアかさまの施設運営推進等に資するため，地域住民向けに啓発普及事業を実施するとともに，利用者に対しても運営状況等を説明し，廃棄物の適正処理施設としての啓発普及活動を実施する。

また，外部に対してエコフロンティアかさまの環境学習展示や各種の取り組みを積極的にPRし，展示室の利用促進とともに，廃棄物処理のイメージアップを図っていく。

(4) 地元相談・調査等事業

エコフロンティアかさまの地元住民への理解を深めるため，笠間市

等とともに相談・指導及び調査等の事業を実施するとともに，地域住民組織と環境保全等に関する先進地調査等の事業を行う。

(5) 地域振興等事業

地元振興の中核となる施設について，引き続き県，笠間市及び地元住民と検討するとともに，県及び笠間市との調整を図り，地元振興のための各種の事業を実施する。

(6) 廃棄物処理施設運営管理事業

将来にわたり施設の安全性の確保を図るため，熔融処理施設，最終処分場及び浸出水処理施設の適正管理に努める。

また，環境保全委員会の提言を受けながら適切な環境対策を実施するとともに，排出ガス，放流水等の計測値を表示板（電光掲示板）やホームページに掲示するなど，情報公開に努める。

表 1 令和 2 年度の受入計画 (単位：t)

処理方法等			受入計画量
熔融	一廃	笠間市	9,000
		その他市町村等	4,000
	産廃	一般熔融廃棄物	19,950
		医療系廃棄物	1,000
		廃石綿等	50
小計			34,000
埋立	一廃	市町村等	19,000
	産廃	一般埋立廃棄物	118,500
		非飛散性アスベスト	2,500
	小計		

[追加事業]

4 その他会計（新産業廃棄物最終処分場整備事業）

(1) 新産業廃棄物最終処分場整備事業

新産業廃棄物最終処分場の候補地として選定された日立市諏訪町の住民等を対象とした説明会へ職員を派遣するとともに，エコフロンティアかさまにおいて現地見学会を開催する。

また，茨城県が策定する予定の新産業廃棄物最終処分場基本計画の策定作業を支援するとともに，新産業廃棄物最終処分場に係る環境調査等を行う。

5 法人会計

(1) 法人運営

当財団の設立目的，施設の健全運営，コンプライアンスの遵守など
評議員会，理事会で管理監督し，より良い法人運営を行う。